

DPC制度導入による 入院医療費の計算方法変更のお知らせ

大洲中央病院

入院医療費はDPC（診断群分類別包括評価）によって計算されます

平成 28 年 04 月 01 日から入院費を「診断群分類別包括評価(以下、DPC)」によって計算する方法に変更致します。

平成 28 年 04 月 01 日以降に急性期一般病棟(当院では東館 3 階病棟・本館 5 階病棟)に新たに入院された患者さんが対象となります。

DPC（診断群分類別包括評価）とは

当院では、これまで「出来高払い」という、実施した診療内容(入院基本料、検査、レントゲン、投薬、注射等)を積み上げる方法で入院費を計算していました。

これに対して、DPC とは D iagnosis(診断群)P rocedure 診療行為(手技)

C ombination(組み合わせ)の略で患者さんの診断群分類(病名)ごとに 1 日当たりの入院費が決められており、これらをもとに計算を行います。DPC で用いる診断群分類とは、主な疾患(病名)を基本として手術、処置、副傷病名の有無などにより分類したものです。入院された場合は例外を除いてこの分類に基づいた計算により入院費が決定します。尚、外来の患者さんはこれまで通り出来高での計算となります。

DPCによる入院医療費の計算方法

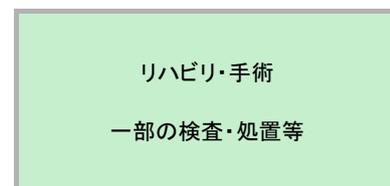
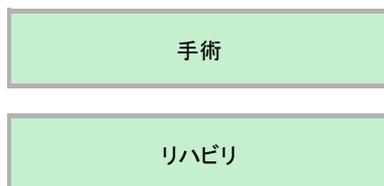
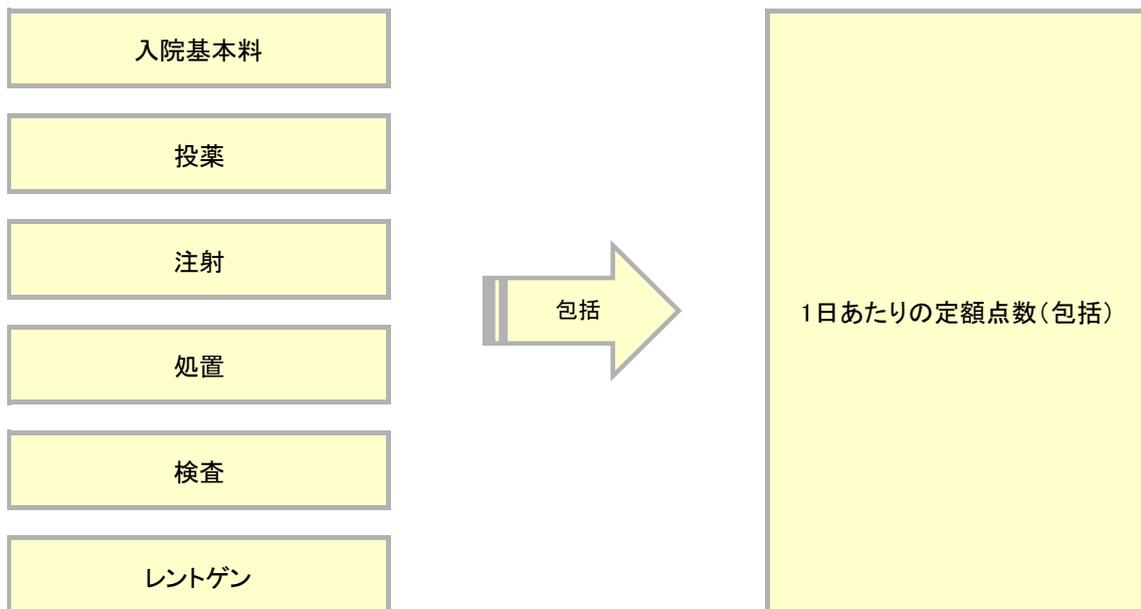
DPC では、これまで「出来高」で算定していた入院基本料や検査、画像診断、投薬、注射等が包括され、疾患(病名)をもとに診療行為を組み合わせた分類ごとに点数が決められておりこれにより入院医療費が計算されます。

尚、リハビリ、手術、麻酔、輸血、検査や処置の一部、食事等については従来通りの計算方法になります。DPC では入院時の病名や治療内容、入院期間等により医療費が変わりますので以前と同じ病気で入院されても以前の医療費と同じになるとは限りません。尚、DPC でも自己負担の割合は変更ありません。

これまでの計算方法(出来高)



新しい計算方法(DPC)



DPCに関するQ&A

Q:入院医療費の計算方法はいつから変わるのですか？

Ans:平成 28 年 04 月 01 日以降に新たに入院された患者さんに対して医療費の計算方法が変わります。

Q:入院患者全てがこの制度の対象でしょうか？

Ans:入院されたすべての方が対象とはなりません。厚生労働省の定めた基準により決定されます。労働災害や自賠責(交通事故)、自費等の診療は対象外です。

Q:DPCの対象か知りたい場合はどうすればよいのでしょうか？

Ans:ご自身の入院医療がDPC制度の対象となったかどうか知りたい場合は、請求書又は領収書を確認して下さい。対象の場合は診断群分類(DPC)の欄に医療費が表示されます。

Q:医療費の支払い方法に変更はありますか？

Ans:従来と変更はありません。その月の分は翌月 10 日頃に請求書を配布致します。退院時は退院日請求致します。但し、予定外や休日、夜間等に退院される場合は後日請求させて頂きます。

Q:自己負担の割合や高額療養費の扱いに変更はありますか？

Ans:従来と変更はありません。

Q:DPC制度での注意点は？

Ans:DPC では症状の経過によって入院日に遡って計算し直す場合があります。
このようなケースでは、既にお支払して頂いた差額を退院時や退院後に調整
させていただきます。

Q:DPCに関して詳しく知りたい場合はどうすればよいでしょうか？

Ans:ご不明な点がございましたら、医事課入院担当者までお問い合わせ下さい。